3　前項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（廃業等の届出）

第十七条　法第十一条第一項の規定による届出は、別記様式第七号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

2　（略）

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

第十八条　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　第七条第一項第二号に掲げる事項

二　法第三条第一項の許可の年月日及び許可番号（法第六十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特定信託会社（以下「届出特定信託会社」という。）にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号、令第十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特別金融機関等（以下「届出特別金融機関等」という。）にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号）

三・四　（略）

2　法第五十八条第五項の規定により法第十二条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、法第五十八条第二項の規定による届出の年月日及び受理番号とする。

3　法第六十条の規定により法第十二条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一　法第五十九条第二項の規定による届出の年月日及び受理番号

二　法第六十一条第五項の規定による指示又は同条第六項の規定による業務停止の命令があったときは、当該指示又は命令の年月日及び内容

（不動産特定共同事業者名簿等の閲覧）

第十九条　法第十三条の主務省令で定める書類は、第八条第二項各号に掲げる書類（届出特定信託会社又は届出特別金融機関等については、同項第一号に掲げる書類を除く。）とする。

2　主務大臣又は都道府県知事は、法第十三条（法第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する書類を一般の閲覧に供するため、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

3　（略）

（標識の様式）

第二十条　法第十六条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第八号によるものとする。

（業務管理者の要件等）

第二十一条　法第十七条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められることを証明する事業として、次条から第二十四条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録証明事業」という。）による証明を受けている者

3　前項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（廃業等の届出）

第十三条　法第十一条第一項の規定による届出は、別記様式第六号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

2　（略）

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

第十四条　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　第四条第一項第二号に掲げる事項

二　法第三条第一項の許可の年月日及び許可番号（法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特定信託会社（以下「届出特定信託会社」という。）にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号、令第十条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特別金融機関等（以下「届出特別金融機関等」という。）にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号）

三・四　（略）

2　法第四十条の二第五項の規定により法第十二条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、法第四十条の二第二項の規定による届出の年月日及び受理番号とする。

（新設）

（不動産特定共同事業者名簿等の閲覧）

第十五条　法第十三条の主務省令で定める書類は、第五条第二項第一号及び第三号から第六号までに掲げる書類（届出特定信託会社又は届出特別金融機関等については、同項第一号に掲げる書類を除く。）とする。

2　主務大臣又は都道府県知事は、法第十三条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する書類を一般の閲覧に供するため、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

3　（略）

（標識の様式）

第十六条　法第十六条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第七号によるものとする。

（業務管理者の要件等）

第十七条　法第十七条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められることを証明する事業として、次条から第十七条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録証明事業」という。）による証明を受けている者